

# 環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成11年6月21日 制定  
令和8年4月24日 最終改正  
一般社団法人 神奈川県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定めた、環境対応車導入促進助成金交付要綱によるものの他、一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「神ト協」という。）が行う貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定め、もって環境対応車の導入促進を図り、温室効果ガスの排出削減と地球環境の保全を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 「環境対応車」とは、別に定める助成対象車両をいう。
2. 「事業者」とは、別に定める要件を満たす神ト協の会員であって、環境対応車を「リース」又は「買取り」により導入し、かつ、神奈川県内で登録、使用するトラック運送事業者をいう。
3. 「リース事業者」とは、以下の条件を満たす者をいう。  
ア 前項に定める「事業者」に貸与するために環境対応車を購入すること  
イ 月額リース料金への助成金相当額分の反映もしくは助成金全額の還付により、貸渡し先に対して確実に還元すること
4. 「買取り」とは、一括もしくは割賦による「環境対応車」の購入をいう。
5. 「事業完了日」とは、新車新規登録の日付をいう。

## (助成対象事業者)

第3条 助成の対象となる事業者（「助成対象事業者」という）は、前条第2項及び第3項に定めた「事業者」及び「リース事業者」をいう。

2. 別に定める助成対象車両の種類によっては、助成対象事業者について条件を付すことができる。

## (助成金交付額)

第4条 助成金交付額は、別表に定める額とする。但し、地方公共団体等による補助があるときは、神ト協助成額を変更することができる。

## (車両の登録等)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月12日までに車両の登録を行い、事業を完了するものでなければならない。

2. 前項の登録は初度登録でなければならない。

(助成対象期間等)

第6条 助成対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月12日までに新規に登録された車両を助成対象とする。但し、上記期間内であっても令和8年度の予算枠に達した場合は、その時点までとする。

(交付申請)

第7条 助成対象事業者は助成金の交付を受けようとするときは、所定の環境対応車導入促進助成金交付申請書を前条の助成対象期間内の事業完了日の前日までに神ト協に提出しなければならない。

2. 前項の申請に必要な添付書類は別途定める。

(交付決定)

第8条 神ト協は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査のうえ全ト協へ提出し、全ト協の交付認定と併せて交付の決定を行い、様式1による環境対応車導入促進助成金交付決定通知書を速やかに助成対象事業者へ通知する。

2. 神ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第9条 買取りによる導入のときは、事業者は助成対象事業の完了後25日以内または、令和9年3月15日までのいずれか早い日までに、様式2による環境対応車導入促進助成事業実績報告書兼助成金交付請求書を神ト協に提出しなければならない。

2. リースによる導入のときは、リース事業者は前項と同様の期日までに、環境対応車導入促進助成金請求書を神ト協に提出しなければならない。

3. 神ト協は、助成対象事業者の事業が完了したときは、全ト協が定める実績報告書を全ト協に提出するものとする。

(助成金の交付)

第10条 神ト協は、前条第1項の実績報告書及び前条第2項の請求書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該車両が買取りによる導入の場合には全ト協と併せ事業者に対し、リースによる導入の場合には事業者の契約先のリース事業者に対し、それぞれ助成金を交付する。

(申請内容の変更・取下げ)

第11条 交付決定後、申請内容を変更するときは、助成対象事業者は速やかに様式3による環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書を神ト協に提出しなければならない。

2. 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、助成対象事業者は

速やかに様式4による環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を神ト協に提出しなければならない。

3. 神ト協は前項の届出書の提出があったときは、全ト協が定める届出書を全ト協に提出するものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第12条 助成対象事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両の管理をしなければならない。

2. 助成対象事業者もしくは助成金の交付対象車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、神ト協及び全ト協は、当該車両に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。但し、当該車両が事業完了日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りでない。

- ①助成金の交付決定内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- ②事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
- ③差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
- ④事業者が神ト協を脱退したとき。

3. 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に助成対象事業者へ交付されているときは、神ト協及び全ト協は、助成対象事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

4. 助成対象事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、様式5による環境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書を神ト協に提出しなければならない。

5. 神ト協は前項の届出書の提出があったときは、全ト協が定める届出書を全ト協に提出するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 助成対象事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して下記の法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ神ト協の承認を得た場合はこの限りでない。

- ①最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年
- ②最大積載量2トン超の事業用トラック 4年

2. 助成対象事業者は、前項による処分が行われたときは、速やかに、様式5による環境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書を神ト協に提出しなければならない。

(報告)

第14条 神ト協は、助成に関し、必要な報告を求めることができる。

(導入効果等の報告)

第15条 削除 (平成28年4月12日)

(その他必要な事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関するその他の必要事項は、神ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 平成11年 6月21日制定
2. 平成13年 4月 2日一部改正
3. 平成14年 4月 2日一部改正
4. 平成15年 4月 2日一部改正
5. 平成16年 4月 2日一部改正
6. 平成16年 9月14日一部改正
7. 平成17年 4月 1日一部改正
8. 平成18年 4月 1日一部改正
9. 平成19年 4月 1日一部改正
10. 平成20年 4月 1日一部改正
11. 平成20年11月14日一部改正
12. 平成21年 4月22日一部改正
13. 平成22年 4月26日一部改正
14. 平成23年 5月20日一部改正
15. 平成24年 4月26日一部改正
16. 平成25年 4月17日一部改正
17. 平成26年 4月18日一部改正
18. 平成27年 4月13日一部改正
19. 平成28年 4月12日一部改正
20. 平成29年 4月10日一部改正
21. 平成30年 4月12日一部改正
22. 平成31年 4月 9日一部改正
23. 令和 2年 4月24日一部改正
24. 令和 3年 4月16日一部改正
25. 令和 4年 4月22日一部改正
26. 令和 5年 4月28日一部改正
27. 令和 6年 4月26日一部改正
28. 令和 7年 4月25日一部改正
29. 令和 8年 4月24日一部改正